

総社市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第7号

総社市営住宅管理条例の一部を改正する条例

総社市営住宅管理条例（平成17年総社市条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(同居の承認) 第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(入居の承継) 第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、<u>省令第12条</u>で定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。</p> <p>第2節 家賃及び敷金 (家賃の決定) 第13条 略 2及び3 略</p> <p><u>4 市長は、市営住宅の入居者（省令第8条に定める者に該当するものに限る。）が、次条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求等に応じることが困難であると認めるときは、第1</u></p>	<p>(同居の承認) 第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(入居の承継) 第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、<u>省令第11条</u>で定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。</p> <p>第2節 家賃及び敷金 (家賃の決定) 第13条 略 2及び3 略</p>

改正後	改正前
<p><u>項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規定する方法により、法第34条の規定による書類の閲覧の請求又は省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</u></p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は<u>前条第4項の規定により把握した入居者の収入</u>に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第29条 第27条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、<u>令第8条第2項又は第3項</u>に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第31条 第27条第2項の規定により、高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び<u>第4項並びに第29条第1項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第29条 第27条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、<u>令第8条第2項</u>に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第31条 第27条第2項の規定により、高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

改正後	改正前
<p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第34条 市長は、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第13条第1項若しくは第4項</u>、<u>第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当するところにより同項の請求を行っ</p>	<p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第34条 市長は、第13条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当するところにより同項の請求を行っ</p>

改正後	改正前
<p>たときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p>	<p>たときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。